

第14回農業ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成26年4月8日（火）8:59～11:07
2. 場所：中央合同庁舎第4号館2階第3特別会議室
3. 出席者：
（委員）金丸恭文（座長）、浦野光人（座長代理）大田弘子（議長代理）、
滝久雄、長谷川幸洋、林いづみ
（専門委員）北村歩、本間正義、松本武、渡邊美衡
（政府）稲田内閣府特命担当大臣（規制改革）
（事務局）滝本規制改革推進室長、大川規制改革推進室次長、中原参事官
（関係団体）全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会
4. 議題：
（開会）
 1. 農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方について
（全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会からのヒアリング）
 2. 農業改革の基本的視点について
5. 議事概要：

○大川次長 それでは、第14回規制改革会議農業ワーキング・グループを開催させていただきたいと思っております。

皆様方には御多用中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は所用により田中専門委員は御欠席でございます。

また、稲田大臣に御出席いただいております。

それでは、開会に当たりまして、稲田大臣から御挨拶をいただきたいと思っております。大臣、よろしく願いいたします。

○稲田大臣

金丸座長を中心に精力的にヒアリング、また、第一線の農業の視察などに行っていただきまして、本当にありがとうございます。

本日は1つ目の農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方については、全国農業協同組合中央会が先週発表した、JAグループの自己改革プランについてヒアリングを行うことにしております。規制改革会議もJAもその目的としている強い農業、また、所得を向上させるということについては一致をしているかと思っております。

農協の在り方の見直しについては、JA が自ら改革をするという旗を上げられたことは大変重要なことだと思っております、今回の改革プランが公表されたことは非常に前向きに評価をいたしております。

ただ、農水大臣もこのプランについては具体策について少し欠けているのではないかと、まだこの具体策については今後、党や規制改革会議で議論をしていくことになるというコメントもされておまして、今日は規制改革会議の皆様方には是非忌憚のない御議論をしていただきたいと思いますと思っております。

また、2つ目の農業改革の基本的視点については、これまでの議論を踏まえ、農業ワーキング・グループとして今後の取りまとめに向けて、基本的な方向について御議論いただくことになっております。

本日も活発な御議論どうぞよろしくお願い申し上げます。

私からは以上です。

○大川次長 どうもありがとうございました。

それでは、報道の皆様にはこれで御退室をお願いしたいと思います。

(報道関係者退室)

○大川次長 それでは、ここからの進行は金丸座長をお願いいたします。座長、よろしくをお願いいたします。

○金丸座長 それでは、早速でございますけれども、議事に入らせていただきます。

本日はまず農業者、消費者に貢献する農業協同組合の在り方についてということで、先週、全国農業協同組合中央会から発表された自己改革プランを中心に、全国農業協同組合中央会からヒアリングを行いたいと思います。

本日は全国農業協同組合連合会にも御陪席いただいております。

今日は限られた時間の中でできるだけ多くの意見交換をさせていただきたいと思っておりますので、お互い質問もお答えもできる限りコンパクトに、要点をおまとめいただいて進行させていただければと思います。

それでは、全国農業協同組合中央会から 15 分程度で御説明をいただいた後、意見交換を行いたいと思います。それでは、御説明をお願いいたします。

○全国農業協同組合中央会 おはようございます。11月に引き続きまして、またこうした機会をいただきまして大変ありがとうございます。金丸座長を始め、多くの委員の方々に現場のJAのヒアリングをしていただきまして、我々グループの御理解に資していただいていると聞いておりますので、改めて感謝申し上げます。

今日は先ほど稲田大臣からありました、我々が決めましたJAグループの営農・経済革新プランについて御説明をということでありますので、資料をお持ちして説明させていただきたいと思っております。

いろいろ我々はこのJAグループ全体の取組方向をグループ全体で決めていくのに原案をつくって、それについて組織の意見を聞いてくるわけですが、今回もそういう組織の意

見を聞き、また、経済界からも意見を聞き、青年農業者の若い組合員の方々、担い手の方々からも意見を聞いて、加筆修正をして営農・経済革新プランをまとめてきたということでもあります。

それから、大臣からも御指摘がございまして、具体性に欠けるとか、そういう御指摘がございまして。これは取組の基本的な方向を示したものでございまして、これから5年間の中で、これから2年、3年、5年間の工程表といいますか、そういうものをつくっていく。そういう中で具体化をさらにしていくというふうに考えておりますので、その辺についても御理解をいただければと思います。

いずれにしても、様々な方々からいろんな御意見をお聞きしながら、我々にとって建設的な御意見は組み込んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

資料を2点お配りしてございますが、一つは組織協議結果の概要ということでございます。1ページ目の四角のところには、組織からの意見ということであります。2つ目の○にありますように、担い手専任体制の強化やJA出資法人による営農サポートの展開を早急に具体化する。総合力でJAの営農・経済事業・担い手対策に取り組むことが必要といった意見でございます。

一番下にありますように、プランを実行することが必要。そのためにも支援策の仕組みの構築、JA・連合会の役割分担の明確化、工程表の策定、制度事項のさらなる研究など、プランの実行方策を早急に具体化すべきということで、組織からもそういう意見が出ております。

2枚目は青年農業者等からの意見でございますが、プランに盛り込まれたJAの生産・販売提案の強化に期待するとか、2つ目の○ではJAグループのスケールメリットや資金力を最大限発揮して組合員に還元するなど、所得向上・支援策の強化が必要と言っています。

経済界は様々な食品業界、商社、業界から経済界の意見も聞いておりますが、最初の○にありますように、JAグループのメリットを生かし、JA、県、全国本部の一気に通貫した迅速な事業展開が必要とか、2つ目の○では事業革新をスピード感を持って行うことと、外部からの理事の登用ということもやるべきではないかという御意見をいただいております。

以上がいろんな意見でございます。

それでは、中身に入らせていただいて、JAグループへの経済革新プラン、主な実践事項ということで資料をお配りしてございます。

1ページ、基本的な目標を上の方の四角で3つ載せてございます。

一つが農業生産の拡大でございます。

2つ目が農業所得の最大化でございます。

そして、3つ目がこうした農業の振興を通じた地域の活性化、豊かで暮らしやすい農村の実現、そのためのJAグループの役割発揮でございます。

その下に書いてありますのは、我々のこのプランの位置付けでございます。前回は申し

上げましたが、JAグループ全体の取組方向というものを3年に一度、全国大会ということで方向感を示して、グループ全体で取り組んでいくことにしております。今、26回の大会を実践中ということでもあります。25、26、27ということ、26年度は今、2年目ということでもあります。その26年と27年と次の28年からの3カ年を視野に入れて、合計5カ年間の集中改革期間と位置付けて、この営農・経済革新プランの実践に取り組むというふうに位置付けをしております。

営農・経済革新プランって何だというのが、下のほうの3つの重点戦略でございます。

一つは担い手に対応した営農・経済事業の革新でございます。これまでも様々な形で兼業農家、専業農家へ対応してまいりましたが、特に担い手に対応して営農・経済事業を強化していくという点を強調しております。

2番目は、新たな販売事業方式の確立でございます。これも系統共販、共同出荷、共同販売ということを大宗としてやってまいりましたが、これからは加工部門に販売事業を広げていく、それから、輸出に取り組んでいくということから、契約取引（買取・直販）そういう販売事業方式の拡大をして革新をしていく。それから、経済界、企業とも連携していく。これまでは、ややもすればJAグループ内で完結するような事業方式を考えてまいりましたが、それではうまくいかないということで様々な企業、経済界と連携をして所得向上につなげていきたいということでもあります。

3番目が、その2つを支えるといいますか、執行していくガバナンス、組織運営体制の拡充強化でございます。こういった3つの柱について取りまとめてあるということでもあります。

下の2ページが2番目の新たな販売事業方式の革新というところの具体的な実践事項を幾つか並べております。最初の四角の中に経済界と連携したバリューチェーンというところがありますが、赤線で囲ったところの2番目の投資拡大に向けた全農の資本対応など財務面の強化ということで、先般11月にも御説明しましたが、全農とキューピーマヨネーズが合弁会社をつくってカット野菜の供給を始めたということですが、そういう意味で経済界と連携していく取組を強化していくには、全農の資本力では十分ではないということも想定されますので、農林中金、全共連が共同出資するとか、そういう形でサポートしていくことをやっていこうとしております。

投資制限緩和、意思決定の迅速化ですが、協同組合でありますのでそういう外部の企業への出資、株式の取得というものについては、総会決議事項とか様々な規制がございます。そういったものを迅速にできるようにするには総会事項から理事会、経営管理委員会に権限移譲してもらおうというようなことも取組として必要ということもございます。

2つ目の四角は、JAの独自性を活かす高付加価値販売の強化ということで、地域ブランド力の強化という意味で、地理的表示保護法案が今回の国会に出される予定と聞いておりますが、そうしたことも背景にして様々な加工品、地域ブランドをつくっていききたい。そして2,300カ所あるJAの直売所、ファーマーズマーケットのネットワーク化を図りまして、

そうした販売力の強化をしていきたいということでございます。今は、2,300カ所の直売所が個々に仕入れなり、相互間の物流をやっているという状態でございますので、ネットワーク化によって販売力を強化したいということでもあります。

その下の輸出の拡大でございます。我々としては今、グループ全体として24年度、38億円ぐらいの輸出の実績がございますけれども、それを2020年のオリンピックイヤーに10倍超、400億弱という数値目標を掲げまして、輸出の拡大に積極的に取り組んでいきたいということでもあります。そのためには諸外国の動植物検疫、HACCP等の対応もやっていかなければならないという規制の条件がありますが、そうしたことが緩和されるという前提で目標を立てております。

一元的な輸出ビジネスのモデルというのは、JAグループの輸出促進協議会なるものをつくって、情報の一元化を図る中で輸出国対応をしていきたい。

全農による海外店舗の展開の拡大については、先日NHKのニュースで流れましたけれども、香港の焼き肉店だとか、今、アメリカのビバリーヒルズでも4月から和食店を展開しております。今後北米、アジア、EUといった地域において日本食、焼き肉といった店舗を核にした日本の食材の拡大輸出ということに、積極的に取り組んでいきたいという方向を出してございます。

その下がコスト削減でございます。担い手に農地を集積していく。そのことを引き続き農地中間管理機構と連携してやっていくということ。それから、JA出資型の農業生産法人が今371ありますけれども、全JAにはないということでもあります。そういう意味で担い手をサポートするためのJA出資型の生産法人を、全JA域をカバーする、全県域をカバーする広域的な生産法人というものも視野に置いて、サポート体制を強化していきたいということでもあります。

連合会による担い手への直接的な金融支援と申しますのは、規模が大きくなっていきますと担い手に対する資金需要、融資、出資については、単協がやるよりも連合会が直接対応するといったほうが迅速にできることがございますので、そういった体制を強化していくということでございます。

その下の流通分野の低コスト化、省力化。1JA・1出荷施設ということで整備してきた経過がございますが、今、耐用年数を迎えて更新期に来ております。そういう意味で利用率が5割とか6割に低下している中で、1農協・1施設というわけにはまいりませんので、県域で2つとか3つとか、3つのJAで一つとか、そういう形で施設の再編・広域化を図っていきたいという趣旨でございます。

3ページが、担い手に対する個別事業対応ということでございます。赤線の四角で囲ってありますが、担い手専任担当（TAC等）と書いてありますが、Total Agriculture Consultantということで担い手に直接出向いて、彼らのニーズを把握して事業に活かしていくという担当者でございますが、今、1,600人ほどおります。それから、担い手金融リーダーというものが2,000人おります。そういった担い手専任担当者の数を増やしていく

ということで、営農指導員は全体で1万4,000人おりますので、そういった営農指導員も担い手に直接対応するというシフトをして、担い手に対する対応を強化してまいりたいということでございます。

それから、県中、全中といった中央会と経済連、全農と連携してワンフロア化して指導していきたいということでもあります。

共済商品の提供と書いてありますが、これは全共連と東京海上日動火災が事業連携をしておりますが、そういう中で異常気象によるリスクを回避するような共済商品、輸出信用保証等の共済商品、そういったものを共同で今、開発している状況でございます。

その下のJA出資型法人による営農サポート。先ほどありましたようにJA出資型法人を全国展開してまいりたい。それから、全国基金の創設と書いてありますが、これは全国連が資金を拠出して、新規就農者、担い手、JA出資法人、そうした方々の経営をサポートする、支援をするということを考えております。具体的などといった事業で支援をしていくのか、どのぐらいの基金規模を年間想定するのか。5年間でどのぐらいの助成資金を造成するのかというのはまさにこれからの検討でございます、27年度実施を目指してこれから夏までには具体的に詰めていきたいと考えております。

4ページがガバナンスでございます。事業の革新を図るガバナンスの確立ということで、最初が担い手の経営参画の促進でございます。担い手の理事の登用、そして、そういった担い手の方々が入った営農経済委員会というものを設置して、理事会から一定程度権限移譲したもののの中で事業展開をしていくということを考えております。今、ほとんどが地区選出という形で理事が選出されておりますが、そういう中で担い手理事を登用していく仕組み、枠組みをこれから具体的に詰めていきたいということでもあります。

2番目が高度専門的な業務執行ということで、常勤の営農経済担当理事の設置、その責任の明確化と書いてありますが、現行は法定上、3人以上の常勤役員を置くこと。そのうち1名は信用事業の専任担当理事というものが法定事項でございます。そういう中で実態としては常勤3人の中で信用事業、そして営農・経済事業の担当理事というのは多くのJAではいるというふうに思いますが、全部に必置することも含めて責任の明確化を図っていきたいということでもあります。

3つ目は、より開かれた組織運営の促進ということで、よく閉鎖的だとか様々な御批判をいただきますが、取引企業、6次産業化、農商工連携等で地元の企業と親密な関係をつくっていることがございます。そういった中で今、自主規制で定款の中で准組合員については地域の住民の個人というふうに縛っておりますが、こうした取引企業等についても一定の要件のもと准組合員になっていただいて、より開かれた組織にしていくということも具体化していく必要があるのではないかと。また、准組合員の理事の登用を拡大していく必要があるのではないかとということで、これも具体的な法制なり仕組みをこれから詰めていきたいと考えております。

最後の3つ目の四角であります。地域との価値共有の強化と信頼確保ということで、食

料・農業・農村基本法を踏まえた JA の役割の明確化と書いてございますが、農協法の目的規定は農業生産力の増進、農業者の社会的、経済的地位の向上ということでございます。正にそれはそのとおりでございますが、基本法のほうはそうした農業振興を通じて農村の振興、地域社会の振興ということに資するとなつてございまして、農業の振興を通じた地域社会の振興という基本法の目的、趣旨のほうが今の環境変化を踏まえた現状、実態に合っているのではないかという問題認識でございます。

そういう中で准組合員が正組合員を上回るというふうにいろいろ言われておりますけれども、准組合員と正組合員という枠組みの中で地域の農業、地域の経済、社会を支えるということで、准組合員の位置付けを明確化して、農業振興を通じて地域の発展に寄与するパートナーとして、准組合員をきっちり位置付けて取り組んで業務執行に当たっていく必要があるのではないかということでございます。

最後は、営農経済に関わる情報開示もしっかり強化していきたいということでございます。

以上でございます。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御質問なり御意見を頂戴したいと思います。

浦野座長代理、お願いいたします。

○浦野座長代理 御説明ありがとうございます。

私どもこの間、全国各地の農協等を見させていただいて、様々な取組が地域ごとに特性があるわけです。そういう中で全国統一的に、全中さんなんかはどういった施策でというのはかなり難しい部分があると思うのですけれども、そんな中でまず1つ目は、今日の革新プランの中で盛んに担い手中心という言葉が出てくるわけですが、このことは農水省の基本的な施策にも合っていると思うのですけれども、一方で兼業農家の方々、小規模農家の方々が農地との兼ね合いの中で退出できないというか、どういうふうにそこをうまくやっていったらいいのかというのが大きな課題になっています。そういう意味で、そういう方々も農協の正組合員だと思うのですけれども、担い手もさることながら、そういう小規模の兼業農家の方々に対してどういう施策を持っておられるのか。今日の資料だけ見ると多分、担い手のほうにそれを集約していこうという方向が農水省なんかで同じ方向であるのかなと思いつつも、具体的に何もあらわれていないので、そこのところを一つお聞きしたいと思います。

2つ目は、今後の収入増加、所得の最大化、生産拡大という項目の中で、個別に見ていくと一つはコストの低減ということを、直接コストの低減とチャネル、流通の在り方によってコストを下げていこうというのははっきり見えるのですけれども、一方で所得の最大化と言った場合に新しい価値、付加価値をいかに増やしていくかというのが非常に大事です。そのことが地域ブランド力とかそういったところに若干見えるのですが、今、全中さんなんかで考えておられる本当にこのいわゆるプロダクトイノベーションといいますが、

そういう意味で新しい付加価値をどこに生んでいくのかということが、全国単位で考えたときにどんな具体策があるのか、それを教えていただきたいと思います。

以上、2点です。

○金丸座長 お願いいたします。

○全国農業協同組合中央会 1点目の多様な兼業農家というところですが、おっしゃるとおりで、ここについては担い手に対してこれまで以上に出向いて行って、彼らのニーズを反映した事業展開をしていくというところにフォーカスを当てておりますので、そこだけを記述しているようなところがありますが、多様な兼業農家についてもきちんと我々は引き続き対応していくということにかわりはございません。

ただ、今までは兼業農家個々の対応ということをやっておりましたけれども、これからは経営体として営農経済事業を展開していく。つまり専門的な主業農家、そういう個人、法人、そして兼業農家である場合は集落営農組織という中に入っていただいて、構成員として参画する。事業体としてはそういう集落営農の事業体として営農経済事業としては対応していく。そういう形で担い手の経営体として営農経済事業としては対応していきたい。その中の個々の構成員として、多様な兼業農家が存在するというところで理解しております。

○全国農業協同組合中央会 少しだけ補足します。参事の馬場です。

このプランそのものは、昨年10月に決めていますJA全国大会の決議のなかで、力点を置いてギアチェンジする部分を示しているわけでありまして、その26回JA大会の決議においては、項目として担い手経営体に対する戦略と、多様な担い手に対する対応という2つに項目を分けているのです。その中に入ってくるのがここに一部ありますけれども、ファーマーズマーケット、直売所の取組とか、集落営農の組織化とか、今回で言えば日本型直接支払いと地域の農地をどうやってみんなで守るのかといった取組等については当然ながらそれで進んでおりますので、それはこのフォーカスは担い手に焦点を当てているということで、組織の中もそこは御理解をいただきながら、とりわけ力点をそこに置いております。

○金丸座長 新しい付加価値は何かというところは。

○全国農業協同組合連合会 青果物の流通の場合は、御存じのように市場流通が大宗ですが、市場流通という視点から見ると2つ課題があつて、価格を市場の競りという形態を通して決まるということと、市場に出すに当たって格別品が現場で出るということと、したがって、そこに付加価値をつけていくということになると、各地でもう既に取組がありますけれども、例えばジャムを作るだとか、いろんな加工度を高めるとする方法と、それから、現場で捨てられているものをお金にかえるという方法。これは乾燥だとかいろいろな方法がありますが、そういう手法をすることでそれぞれ生産者が本来というか、現在、お金になっていないところをお金にかえるということで所得の拡大は図られると思います。そういう取組をしています。

○金丸座長 滝委員、どうぞ。

○滝委員 意見なのですが、大変ポテンシャルの高いと思われる日本の農業の産業化という大前提の中で、いろんなヒアリングをしていく中で700の単協でいろんな工夫で非常に頑張っていたりうまいことをやったりして、補助金に頼らず、精神的にも頑張っている単協はたくさんいらっしゃるわけです。そういう成功事例を、多分そうされていると思うのですが、それを徹底的に拡大するというか、集約するというか、そういうことが大切だと思います。農業を産業化すれば、ビジネスが大きくなれば雇用も出てくるわけです。メーカーとの連携でも成功している人を見ますし、頑張っているいろんな形があると思いますが、そういう成功事例をベースに、徹底的に生かして、強化、補強していくようなことやおやりになられたらいいのではないのでしょうか。私たちは事業を自分たちでそのようにやってやるものですから、はい。

○全国農業協同組合中央会 おっしゃられるとおりでありまして、中央会そのものは組合の事業なり経営の指導ということで、指導といっても上からやるということよりも、今おっしゃったように成功事例が単協であるわけです。その横展開をどう図るのかというのが、ある面では指導ということで、我々がずっとやってきていることだし、このプランでもそうです。

このプランで出していることも、一部のJAではやっているわけです。それを広げていく。それを全国連がサポートしながら広げていく。このことをやろうとしている展開方向ということでもあります。ここではこういうことをやって、これを全国に広げていくということを具体例を出して示せばいいのでしょうかけれども、時間の関係上、今日は御説明できませんが、おっしゃるとおりでございますのでやっていきたいと思っております。

○金丸座長 渡邊専門委員、どうぞ。

○渡邊専門委員 先ほど集落営農の説明の中で、今後JAとして兼業農家のための農業事業そのものの事業体を目指すという御説明をいただいたのですが、そうするとほとんどのJAというのは地域の農協ですから、ある地域の中で既に農業者として農業をやっている方と、それから、JA自身が農業を営みJA自身が農業者になると、2つの形が併存すると理解してよろしいのでしょうか。

○全国農業協同組合中央会 JA出資型法人のことだと理解しますが、JA出資型法人は担い手がいないところはもちろんそれ自身が農業生産法人なり経営体になって、出資して、法人を立ち上げて、そして地域の農地を守ったり所得を上げる工夫をしたりという努力をするものがありますけれども、担い手がいるところは当然ながら担い手が中心であります。担い手がいるところと競合するつもりはもともとないわけですし、農協はそういう中で例えば話は違いますが、農協は農業経営ができるというのは法律上は書いてあるのです。書いてあるし、一部やっていると思います。これをできるようにするためには総会で承認をいただかなければいけない。つまり組合員の合意がなければできないわけです。組合員の合意というのは、要は担い手がいるところはもう担い手がやるのだから、そういうところはやらないよねということの合意をするという手続を踏みます。それと同じよ

うなことで、出資法人も担い手がいないところで農地はそこは受けられないというところを中心にまずはしていく。

もう一方、これは先ほどの付加価値の話にもあったのですけれども、今、これは目標で生産拡大というふうに一言で書いてありますが、このこと自体は極めてえらいことといたしますか、大変なことです。これから右肩下がりにあるものを反転攻勢するというのは極めて大目標なのです。というのは、担い手がいらっしゃっていても、さあこれから加工用の原材料をつくろうといったときに、人手が足りない、施設に投資するにも目いっぱい、こういうような作業部分、担い手でもアウトソーシングしないと生産が拡大できない部分は作業請負という形で担い手を補完するための事業体としての、農業出資法人を作るという位置付けであります。担い手が主役でありますので、基本はそういうスタイルをベースにこれを補完していくという意味での出資法人の展開という方向付けです。

○渡邊専門委員 おっしゃっている担い手という言葉の意味がわからないのですけれども、担い手というのは農業者と何が違うのでしょうか。

○全国農業協同組合中央会 農業者の中でも専門的な農家、農業で飯を食って生きていこうとされておられる方だし、それは個人だったり法人だったり集落営農ということをお我々は担い手経営体という言葉を使っていますけれども、そういう位置付けです。

○渡邊専門委員 そうすると、そここのところでまた言葉が戻ってしまって、集落営農というものは誰かが農業者でいらっしゃるから集落営農になるわけですね。何て言うのかな。だから担い手がいないってあり得るのでしょうか。要するに担い手がいない場合に農協が事業を行うとおっしゃいましたけれども、担い手の中に集落営農を入れたら担い手のいない地域というのはあり得ないと思うのです。

○全国農業協同組合中央会 集落営農が立ち上がれば、それも担い手ですから担い手がいるところということになるわけですね。それはできないというところでは。我々が目指しているというか、やらざるを得ないというところの部分です。まず担い手を作ること。集落営農を作ること。それがまず大優先であることは間違いないわけでは。その上で、それでも集落営農の組織化はなかなか難しいといったところは放っておいていいのかというといけないわけで、そこはJAの出資法人などを立ち上げながら進めていく。だからステップでいうと3段階でしょうか。

○渡邊専門委員 そうしますと、専門農家の方がいらっしゃったり、集落営農が進んでいけばJA出資型法人というのは行われぬという理解でよろしいでしょうか。

○全国農業協同組合中央会 そうですね。ただ、何度も言いますが、担い手がアウトソーシングするような作業という部分は、請け負うようなものが必要な部分が出てきます。生産拡大をしていく上ではです。そういうことは申し上げたいと思います。

○渡邊専門委員 ありがとうございます。

○金丸座長 関連で、空白の地域が出た。この間の農地中間管理機構では、その空白地域が出ればJAさんがまず登場する前に、それは農地中間管理機構で公募があって、それでも

誰もいなかったというケースのことをおっしゃっていると思っていいですか。

○全国農業協同組合中央会 これからはそういうことになるかと思います。

○金丸座長 そのプロセスはきちんとプロセスを通った上での話だと思っていいですね。

○全国農業協同組合中央会 農地の貸付けを中間管理機構でやられた場合には、当然そういうことです。我々もそういうふうに関しても円滑化事業でやってきたわけですが、結局それも農地の受け手がいないところも、受け手が想定できないようなところは借りることはなかなかできなかったわけです。それで中間管理機構を通じて同じことになるわけかもしれませんが、まずは担い手をつくって、受け皿を作ることが前提になりますので、まず農地は一旦預けてもらって、ちゃんと受け皿としての担い手を作ること、そこが我々としては優先課題だと思っています。受け皿として、手を挙げる人を作ることがまず優先です。

○金丸座長 松本専門委員、どうぞ。

○松本専門委員 一生懸命努力されているのはわかるのですが、この案の中で幾つか確認しておきたいことがございまして、2ページ目の下に低コスト化、省力化という項目を掲げておられまして、加工施設等の再編ということがありますが、これの資金は補助金を想定されていらっしゃるのでしょうか。

○全国農業協同組合中央会 補助金があれば想定しますけれども、なければ自らやらなければいけません。そういうことです。

○松本専門委員 そうなると、例えば JA 出資型法人の説明のところで基金を作るということで書いてあるわけです。基金を作るほどお金があるのだったら、そちらをまず先にこの加工施設のほうに回していくことも考えられたほうがいいのではないかと。私どもの地元の加工施設、選果選別所を見ても非常に稼働率が悪い。当初の計画は一体どういう計画でやったのか。そこに国民の税金をどんどん使うというのはいかかなものかということ、農家サイドからもかなり手厳しい意見があるということを考えてときに、お金の使い方について公正な方法論をとらないと、国民の支持が得られないのではないかと感じます。

それと、TAC について説明があります。TAC はわかるのですが、これは我々農業者、Facebook の仲間とかでもみんな言っているのですが、単協の経済事業を立て直せないのに、なぜ農協の経営を立て直せるのかが全く理解不能。まず優先すべきは経済事業の立て直しをきっちり図り、それと連動した形で TAC が稼働しないと、TAC だけを動かしても全く意味がないのではないかと。その部分についての経営コンサルは要らないのかというのが一つ。

輸出 10 倍というふうにあります、私どもも輸出しております。輸出をする上において当然、今、国際流通の中では GFSI にベンチマークした規格の取得等がありますが、GFSI についてどういうふうにお考えになっているのかを教えてください。

○全国農業協同組合中央会 私からまず御説明します。

広域施設と書いてありますが、おっしゃられるようにこれまでは単協に一つとか二つとかいう形で事業実施主体もそういうことで進められてきたと思いますけれども、確かに担い手が集約化されていく、あるいは大型化していく。こういうところの中で今、施設も更新期を迎えていますけれども、より効率的に、より効果的にコストを下げながら省力化をするという意味では、例えば複数 JA に一つとか、県域に二つ、三つとか、担い手ですから近くに施設がなくてもトラックで、あるいは米で言えばフレコンで自ら持っていくわけです。そういうような対応ができる施設という意味を込めて、より効率的に補助金があったらばなおさらのことですけれども、いずれにしても効率的な、効果的な施設再編というのは地域、全国の課題になっておりますので、そこのところをしっかりと、これは県域とかなっていきますと、全農県本部とか経済連が主導しながら戦略を立てていくことになろうかと思っておりますので、そういうことで進めたいと思っております。

なお、全国基金と書いております、これも早急に具体化をして、27年度からスタートをすることにしておりますが、これは担い手育成のために農業者等に助成をするということの位置付けで、国の補助金で手当てできている部分は農業者なり担い手ですけれども、その補助金で対応できる場所は補助金を使いますが、例えば今、検討しておりますのは、新規就農者をどんどん入れていこうとするなかで、そこには青年就農給付金がある。けれども、新規就農者の受け皿となっておられる、教育する方とか、育てていく人、ここに対する手立てがない。この部分を何とか手立てできないのかというようなこととか、あと、新規就農者が一人前になろうとすると1,000万とか2,000万の機械とか施設が必要なのは当たり前ですが、借金を抱えて自立していくのはなかなか容易ではありませんので、そこは一定の機械なり施設の一人立ちされる上でのレンタルといえますか、そういう事業の助成といったことを行う。また、各県からいろいろな担い手を育てるための対策、当然そこには法人の経営コンサル機能ということが当然ながら必要になります。これは全国基金として全国連である中金、全共連が資金提供の上で、それで農業者の育成に使うというような仕組みとして考えております。具体化は急いでやらせていただきたいと思っております。

もう一点、経済事業の立て直しのほうが優先ではないかとおっしゃられたと思いますけれども、確かに経済事業は経営分析上で見ると全国的には共通管理費を配賦して赤字になっていますが、それは総務とか共通の管理になっている本店、支店の部分とか、そういう部分を負担すると経済事業は赤字になりますけれども、全国平均で言うと経済事業単独で共通管理費を配賦する前であれば、全国平均では黒字です。少しですけれども。そこまで改善をしてきました。前はもっと赤字だったのですが、そういう努力を積み重ねながら、とりわけ農業地帯はそれで経済事業、販売行為をやるわけですから、その部分で事業部門単独で赤というのにはなっていない。これまでの努力の中で改善してきている。どうしても営農指導は収益を生みません。その部分の費用、主には人件費です。その部分は先ほど1万4,000人と言いましたけれども、平均すると1JA20人ぐらいです。その人件費は総額で言うと600億、700億という総額になるのですけれども、そこを経済事業で負担

すれば、それは赤になりますし、信用共済の黒でそこは埋めるという経営構造になっておりますので、経済事業単独では単純には赤字ということは改善されてきているということは、申し述べておきたいと思います。

以上です。

○金丸座長 本間専門委員、どうぞ。

○本間専門委員 全中の役割って何だろうなとずっと考えているのですが、JAの独自性を活かすといった表現があちこちで見えていますが、これはやはり単協だと思いのです。末端の単協がいかに足腰を強くし自立していくか。それを支える、あるいはそれに対していろんな助言をしていくというのが全中の役割だと思いののですが、どうも今回のプランを見ていると系統の事業オリエンテッドであって、こういう事業はやりますよ、あるいは新たにこういう取組もやりますよと言っているのだけれども、それは実は単協レベルでもやっているところはやっているわけだし、全国レベルでそれを上から押しつけてはいないと思いののですけれども、こういうプランでこういうものがありますよという選択肢を与えているというよりも、何となくこういう道筋のもとに改めてJAを結集せよみたいなメッセージにも聞こえるのです。

私が申し上げたいことは、単協の自由度の拡大ということに関して、どう全中は対応しているのか。もっと具体的に言いますと、これまで3段階でやってきた、その見直しあるいは組織自体の見直しということは触れないのかという、そこです。ですから、全中は中央会としてはトップにあるのだけれども、その他様々な信用事業にしても、あるいは共済事業にしても3段階制というものがいいのかどうかという検証をすべき段階に来ていると思いののです。ですからその系統組織全体の見直しというものを全中はやらないのかという点が1点。

2番目は具体的な話と、その後、ガバナンスの話になってくるのですが、ちょっと唐突に出てきた取引企業の准組合員化。これがどうしてより開かれた組織運営ということになるのか私には理解できません。それから、この取引企業の准組合員化が何を意図しているのかがよく見えないので、そのあたりについて御説明いただければと思います。その2点です。

○全国農業協同組合中央会 組織の見直しは行わないのかという意味では、結論から言えば行わない。今の形で今回は前提にして、経済革新プランは考えているということでございます。これまでも合併の推進とか組織3段、事業2段とか、そういう形での組織変革というのは幾たびか取り組んでまいりましたから、今のところは今の形を前提にした革新プランということなんです。

本間先生がおっしゃるのは、昔のような単協と連合会の役割というようなことを想定されているのかもしれませんが、今は単協段階で生鮮品を集荷して、市場に出荷していれば、そういう単協が主体の販売事業でいいのですけれども、我々が今回チャレンジしようとしているのは、バリューチェーンとか、より高付加価値とか加工品をつくっていくとか外食

だとか中食だとか、そういうところの原材料に契約取引で結びついていくといった場合には、単協だけの力では到底難しい部分がほとんどです。連合会が圧倒的に前へ出てサポートしなければならないということがあって、今回は全農、経済連、県本部、そういう連合会が販売事業における付加価値をとっていき、農家の所得拡大をしていくための役割を強力に果たすというのが、この革新プランの一つの大きなポイントでございます。つまり連合会、全農が力を発揮する。そして総合事業で信用共済がサポートをしていく。そういうところが今回のポイントだと思っております。

○全国農業協同組合中央会 取引企業の准組合員化ということでもありますけれども、これもいろいろな方々の御意見を聞くという中で、とりわけ6次産業化でパートナーとなられる企業とか、そういう方々は事業パートナーでありますけれども、組合に対していろんな御意見も聞くということからして、准組合員に位置付けてはどうかという課題提起であります。これについてはいろいろ御意見が実は組織の中にもございます。

協同組合ですから、基本的にどういう企業でもどんどん入れていいのかというと、そんなことは決して我々も思わないし、大企業を准組合員にするとかそういうことを思っているわけではなくて、地元の農商工連携とか6次産業化という取組と一緒に仕事をやっている方、法人をパートナーというか准組合員として位置付けていくことは一つの考え方ということでできております。具体的な要件についてはいろいろ組織の中でも御意見ありますので、ここは引き続きの検討課題となっているところであります。

なお、中央会の在り方の話は本間先生からありましたけれども、まさに中央会の機能は組合の事業、組織、経営に対する指導です。組合というのは単協も連合会もです。単協、連合会の経営なり指導をするということは農協法上にあります。農業者の所得向上に向けてどういう取組をしていくのか。これはそれぞれの地域やっておりますけれども、それをより今回は生産拡大あるいは所得や付加価値の拡大という面で取組拡大をしていくわけです。加工原材料あるいは外食に提供されているものは、輸入食材に取られているわけです。その部分を取り返さない限り生産拡大なり所得の増大になかなか農業者につながっていかないという部分があります。そこは全部大手量販店なりチェーン化している相手先ですから、それこそ全農なり連合会が前へ出て契約取引をしながらバリューチェーンを構築していくという戦略でありますので、そういう面では先ほどもありましたけれども、付加価値の確保をそこで連合会がやり、それを農業者に還元していくということをやろうというのが今回のプランの大筋のところでは。

以上です。

○金丸座長 長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 今のお話で、農協の中でも取引企業の准組合員化については議論があるというお話でしたけれども、まさにお話の中にもあったとおり、農協のそもそも論からいっただらば小規模農業者の相互扶助ということでもありますね。そういうそもそもの原点のところから見て取引企業、どの程度の規模のものを想定しているか不明ですけれども、取引企

業を准組合員化するということは問題がありそうだなと思うということが1点。

それから、地元には取引企業が1社だけということはないわけで、必ず複数、数社と競合してくるケースが想定できると思うのだけれども、そうすると准組合員化したところとそうでないところの自由で公正な競争環境というのがどうやって確保できるのか。つまり独禁法上の問題が生じないかという点、その点をどういうふうにお考えか、それをお聞かせください。

○全国農業協同組合中央会 組織の中で多く意見が出ているのは、大手企業ということとは想定していなくて、地元企業でパートナーとなるような企業ということで、実際に考えておられるところもあります。実際に例えば雪かきをしてもらっておる業者さんとか、地域に貢献してくれている方とかいうところでまず考えている地域もございます。我々がここで提起しているのは6次産業化なり農商工連携のところパートナーになる企業と考えていますが、他の地元の企業とどうなんだということになるかと思いますが、それは順次やっていけばいい話で、6次化とかは当然ながら地元でやる場合は事業認定されたり、あるいは農商工連携で協議会でいろんな議論がされたりという中での合意がありますので、農協対企業の単なる相手だということではないと思います。まさに地域の活性化、貢献をするような企業というようなイメージで検討していますが、これもおっしゃるようないろんな問題が出てくるかもしれませんので、そこはよくよく要件とかいうことは今後の課題として取組はもう一段議論し、検討したいと思っていますが、今、頭にあることとか、想定しているのはまさに地元の一定の要件を持った上での取引企業との連携という意味での准組合員化でありまして、大々的にどんどん受け入れようとかそういうことではないということだけは御理解をいただければと思います。

○長谷川委員 私の質問は、独禁法上の問題が生じないかという点で、その点についてお答えください。

○全国農業協同組合中央会 そういう面では想定できないと思います。私が今、言った趣旨では。ですのでそこはよくよく検討したいと思っています。

○長谷川委員 つまり、准組合員化した取引企業をいわば優先的に取引することになり、その他の業者を事実上、排除することになりませんかということですか。

○全国農業協同組合中央会 そういうふうに排除の論理で企業を准組合員化するのであれば問題になるかと思いますが、そういうことは多分しないのではないかと思います。そこはそれぞれの単協の在り方ですけれども、いずれにしても制度事項として今、准組合員になれる者というのは、まさに地域に住所を有する者及び住所を有していなくても経済的取引を継続してやられる個人という制度上の位置付けとなっています。事実としてはそうなので、独禁法でそれこそ農協が優越的地位を濫用するような取引になるようでは、それこそ意味がないので、そういうことがないような要件とか、いろいろ考えていかなければいけないと思っていますが、いずれにしても全体の地域の貢献を一緒になってしてくれる企業というのは、それはおのずと地域の中ではっきり皆さん方は理解されると思います

ので、そういう合意がなければ多分できないと思っております。

○長谷川委員 それにしても准組合員になると、准組合員でない企業が混在する、あるいはその地域でなくても地域外であっても混在することになれば、当然ながら優越的な地位のという話になる恐れが私はかなりあるのではないかと思いますけれども、その点について議論はこれからどういうふうにお考えなのか。つまりこれはこういうことでやっていくという方針を決めたということですか。そうだとすれば公正取引委員会の見解を私は是非聞きたいと思えます。

○全国農業協同組合中央会 これはこれからですけれども、仮に一定要件にしても、それはどうやってやるのかというのはいろいろステップがあります。ですので、正直なところここはいろいろな御意見があったので、もう一度議論を組織の中でするということにしてございますので、この問題あるいはその他の問題でも、改めてこういう要件、こういう取扱いだったらどうでしょうかという形も含めて、まずもう一度提起をし、議論してもらおうという機会を今後、農協大会の議案をつくっていく最中にもありますので、その場面等でもよくよく組織の御意見を聞いていきたいと思っております。

○金丸座長 北村専門委員、どうぞ。

○北村専門委員 せっかくそちらのほうに話が行っているのですけれども、私から1点、一番大切なところは組織の在り方、単協に関して組織の在り方ということも明記していく役目も非常に大きいと思うのです。そういう中で担い手理事の登用という項目がございました。

先ほど来、そのときに質問をすればよかったですけれども、その担い手の範囲というのは非常に農協が使う場合には、非常に広い範囲で想定される場面が私は多いと思うのです。今回、理事ということになると役員ですから、その責務も非常に大きいという観点からすると、集落営農の代表者も担い手であってそこに参画するとか、いろんな場面が想定されるのです。この登用の基準みたいなイメージは実はあるのかどうなのか。

単協に行けばそれなりに利便性を感じて、担い手理事ということ置きなさいと言われれば、それなりの形になっているのですけれども、本質的にはこれは事業の革新を図るガバナンスの確立という大きなテーマがある中で、その選定の基準みたいなものをはっきりしないと、イメージ的に全く違ったものができ上がってしまう。それと同時に、その理事を中心に営農経済委員会でその部分を担っていただくということになると、相当の経営力とか判断が必要になってくる場面が大きいと思うのですけれども、ここは明確にする必要が私はあるように思うのですが、どうお考えなのでしょう。

○全国農業協同組合中央会 今、理事については常勤は3人置きなさい、理事の3分の2は正組合員であること。この規定があるだけと言えばそうなわけです。理事の3分の2は正組合員であることとなっているということです。

では、法律で担い手理事と言ったら、では担い手という法律は何だというと、今、認定農業者と集落営農の特定農業団体だけだと思います。我々は担い手経営体というふうと言

っているものは、もう少し幅広くして地域ごとにそれこそ将来を、地域農業を背負ってくれる専門的な農家、それで飯を食おうとしている農家という意味で言っていますので、このところは今後、法律なのか我々のいわゆる定款なのか指針なのか、どういうふうにやっていくかということについても、これは実はこれも組織の中でもいろんな御意見があります。置いているところはちゃんといるよというところは、わざわざそんなことやる必要はないという御意見もあるし、地区代表がほとんどでありますので、そこの中で担い手、理事というものを置くと地区の変更をしないといけないとか、定数がそのままだと問題なので定数を増やすかとかいう議論になるわけですので、その手立て、仕組みについてはまさに検討しなければいけない。

担い手をきちんと我々として、今すぐ明確化しろと言われると認定農業者と集落営農の特定農業団体というのが法律にあるだけではないかと思っていますから、そこはよくよく考えていきたいと思っています。問題は理事を置くことではなくて、その意向を、担い手理事を中心とした営農経済委員会とここでは言っていますが、そこがしっかりと営農経済事業に反映していく。その展開の手法なわけであります。ガバナンスはあくまでも手法であり、その目的は担い手の皆様方が地域を引っ張ってもらうこと。そこに農協の役割として、ちゃんと意向を踏まえた事業展開するということに目的がありますので、手法としてどういう仕組みがいいのかということについては、引き続きの検討をしていく必要があると認識をいたしております。

○金丸座長 北村専門委員、どうぞ。

○北村専門委員 今日までも私が非常に期待したいのは理事会の在り方で、経営委員会というものを設けて、理事会と2つの形態で農協を明確にしていこうということをなされた経緯があります。実際にはそれをつくって、ちゃんと実務体と監督する委員会とを別につくった経緯がありますけれども、実際はほとんどが稼働していない。それすら必要としないという組合の意向があって、単協は単協で勝手にやりたいんだという素地があることは事実だと思うのです。これを打開して開かれた農協、単協そのものも開かれた農協にするには、やはり組織の在り方というのはきちんと議論しないと、私はその地域地域で思いがあって、農家には農協の意向に沿わない事業をする方には物を売らないという組合長がここで言われた例もあります。そういうものを見ると、やはり単協の指導というのは実は全中の一番大きな組織でありながら、これだけの文章でこれを成し遂げるということは、事実、どの時点できちんとやっていくというスケールのなもの、あるいは工程表みたいなものをきちんと示さないと、単協の動きもできないと思うのです。その辺はどうなのでしょう。

○全国農業協同組合中央会 おっしゃるとおりであります。理事会制度の単協もあれば、経営管理委員会制度を採用している農協もあれば、そういう意味で担い手理事の登用、おっしゃっていただきました範囲とか仕組みとか、法律的な担保あるいは行政庁による監督指針、それから、我々の自主規範である定款、いろんな形でこの仕組みをどうしていくか

ということは具体的に詰めていかなければいけないので、そのときの具体的な仕組みとして経営管理委員会制度ではどうするのか。理事会制度ではどうするのか。そういうことも含めてこれから工程表をつくって具体的に詰めていきたいと思います。

○金丸座長 大田議長代理、お願いします。

○大田議長代理 ありがとうございます。幾つか質問させてください。

一つは、農家の相互扶助の仕組みであるから農協というのは様々な優遇措置が与えられているわけですが、実態から言いますと准組合員のほうが多くなっている。議決権のない准組合員のほうが多いということは組織として非常にいびつな形で、誰のための農協かわからなくなっているのです。それで今回の案では准組合員を応援団として関係強化すると書かれておりますが、依然として議決権は与えないということなのか。相互扶助である以上、私は議決権を持った組合員で構成すべきだと思うのですが、この准組合員への議決権付与についてお聞かせください。

2番目に、かつては整備促進運動というものがあって、販売や購買の全量を系統組織を使わなければいけないといったような運動があったと聞きますけれども、現場の農家の方に聞きますと、いまだにそれが残っていて、系統組織の利用が暗黙のプレッシャーになっている。例えばJAバンクからお金を借りた場合は、農協を通じて出荷せよというようなことを言われるというのは聞いたことがあるのですけれども、これは農家のための農協であるとすれば本末転倒なわけです。こういう農協が自分のビジネスを農家に押しつけるようなことがあってはいけないという指導はなされないのかというのが2点目です。

それから、全中が単位農協へ経営指導を行う場合の料金体系というのはどうなっているのか。その経営指導の効果がしっかり出ない場合に、経営指導料金というのは返還されたりしないのかというのが3点目です。

もう一点、先ほどすぐれた単位農協の例は横展開なさるということだったのですけれども、最近、私たちの記憶によく残っているのは、越前たけふ農協が経済事業を子会社化して黒字化したという例があるのですけれども、こういう取組の横展開を促すおつもりがありますか。これが4点目です。たくさん質問してすみません。よろしく願いいたします。

○全国農業協同組合中央会 まず1点目の議決権を准組合員に与えないのかという御質問、前回もあったかと思いますが、そもそもですけれども、准組合員のほうが数が多い、だからいびつだという御指摘であります。准組合員の数の上ではそうですが、では北海道の2対8の正と准でいびつと思われるのでしょうか。北海道は専業農家ばかりです。もともと専業農家が構造改革でだんだん数が減ってきて、規模拡大しているわけですが、少数のところには例えばガソリンスタンドや店舗は置けないわけです。それこそ非効率になって、それこそ負担が正組合員の負担になる。だからこそ周りの人も使う。周りの人はほかに店舗もガソリンスタンドもないから農協を使う。そのためには准組合員になる。結果として2対8になっている。この姿で、では北海道の准組合員は議決権が欲しいとおっしゃったことは一度も私は聞いたことがない。現実はそのことだと思えます。

そこで理論的にはそういう御意見も協同組合論者の中にはいらっしゃいますが、そういうものではないのではないかと。今の農協の相互扶助の基本は農業者の相互扶助、農業者の生活を支える。そのためにも周りの地域住民の方も利用してもらって両方で支える。だからこそ准組合員は応援団としてパートナーとして、農業を支える、地域を支えるパートナーとして位置付ける。事業利用を通じて農業・地域を支えるという事業利用者というふうに思います。ですからいろんな御意見は当然聞かないといけない。ですから一部、理事に登用してはどうかというような御意見があることも事実ですし、そういうこともプランで提起もしています。ですが、全体に議決権を与えるということではなくて、農業者の協同組合の相互扶助として、その一環として准組合員がいらっしゃるというふうに位置付けております。

整促時代の全利用方式ですが、確かにあの時代は連合会が立ち上がったばかりで、そのときに大変経営が苦しかった。倒れつつあったという時代に利用はそれこそ県段階、全国段階へ利用をすべしというような運動をしたことは事実であります。

今そうなっているかという、そうではなく、それは当然ながら農協は連合会の利用を選べるわけでありまして。その中で系統の利用こそがメリットがある中で利用をされているということであって、押しつけということではなくて、当然ながらそこは全利用ではなくて、連合会の事業利用の範囲は農協が選んでいる。農家も農協を選ぶということになっておりますし、そういうことです。

ですから我々は、独禁法の適用除外と言いながらも、それは事業の中での適用除外であって、当然ながら優越的地位の濫用とか、いわゆる抱き合わせとか、そういうことについては厳しく指導しているということでありまして。適用除外になっている部分は、それこそ共同購入、共同販売の部分であり、小規模事業者がいれば取り決めをして大企業に向かっていくとき、このときは当然ながら独禁法の適用除外。これは世界共通でありますけれども、それ以外の部分は独禁法は当然ながら適用されますので、そこはちゃんと指導してまいります。

3点目の経営指導に関わる部分ですけれども、我々は直接的な経営指導費というものはいたしません。賦課金といいますか、中央会全体が組合、すなわち JA、連合会からの負担金というところで賄っております。我々は全国を指導するわけですが、全国を指導する中で一部の農協だけ特化してやる、やってくれと頼まれたときには一部費用負担があります。それは実費しかもらっておりません。これは法律上、中央会は組合の事業、組織、経営の指導という立場でございますので、そこの中で組合員に賦課することができるということになっておりまして、賦課をいただいて指導を展開していますので、成果報酬とかそういうものはございません。

4点目の横展開の観点でたけふの例がありましたけれども、経済事業を子会社化することは、販売事業は珍しいですけれども、購買事業はよくやっています。経済事業を子会社化するというのはやっています。それはどちらが効率的なのかという観点で行って

います。子会社化している例は、経済事業の中にいっぱいあります。全農もいっぱいもっています。そこは協同組合のいわゆる組合員組織、例えばたけふで言えば稲作の部会あるいは実行組合という組合員組織のもとに、それを会社でやったほうが効率的な場合はそういうふうな形をとられている例であって、会社でなくてもそういう効率的な体制をとれば、それはそれでやればいいわけで、一つの例であって、それがいいの悪いのということは、それは組合員が判断されたのだと思います。それがいいからそれを横展開するということを考えているわけではなくて、それは組合員が選ぶということであろうかと思っております。否定するものではありませんけれども、どちらが農家の所得にとっていいのかということであれば、今の段階で言えばリスクをそれぞれが分担したやり方のほうが、より農業者の所得に最終的にはなり得るということかもしれません。そこは地域のそれぞれの実態に応じて、いろんな形態、体系があるのではないかと思います。

以上です。

○金丸座長 全農の成清さんもお越しになっているので、全農に対する御質問も是非お願いいたします。

○松本専門委員 全農さんには、先ほどまだお答えいただけていない GFSI の存在について回答をお願いしたいと思います。

○全国農業協同組合連合会 輸出のものは不勉強ながら知りません。

○松本専門委員 GFSI については、もはや輸出をする上において避けて通れない、Global Food Safety Initiative の略ですけれども、こういう規格をとっていないと海外、特に欧米の小売等には取引の関係を持つことは非常に難しいということで、国内でも非常に求められ始めている部分でありまして、こういういわゆるマーケット環境があるということをごこの中に踏まえておかないと、10倍というのが絵に描いた餅になるのではないかとこのように思いまして、10倍とかなり具体的に書いてあったので、そのあたりは当然把握されて動かれているのかなと思ったもので確認した次第です。

○全国農業協同組合連合会 輸出において最大の問題は検疫が厳しくて、例えば今、香港とシンガポールに日本の青果物は集中していますけれども、あそこしかあいていないのです。だから本当に輸出を拡大しようとするならば、これは国と共同してやらなければいけないですが、そういうあいていない国にあけてもらうということも要りますね。そう思っています。

○松本専門委員 それは全農さんがおっしゃるところは全く我々も同意でありまして、あれなのですけれども、ただ、輸出をするときの戦略として、そのあたりの具体策が知りたかったということです。

○金丸座長 林委員、どうぞ。

○林委員 意見と質問です。今回のこの案についてはやはり、農水大臣からも御指摘があったということですが、具体性が少し欠けているのではないかと。これまでなさってきたこととどこが違うのかがいま一つ見えません。

質問が2点あります。流通関係については、今回のプランは全中など農協が流通面でのパワーを強化するという部分での案であって、決して生産者が価格決定力を持つという生産者のためのプランにはなっていないのではないかと感じました。その点で今のお話の流れですけれども、独禁法上、禁止されている抱き合わせとか、優越的地位の濫用にならないようにすべしという指導をどのような形で指導しているのか。指導実績と公表実績を後日で結構ですので、是非書面で出していただきたいと思います。

2番目ですが、冒頭に浦野座長代理から質問のあった点、つまり耕作放棄地のような兼業小規模の、担い手とは言えないような方々が退出できないという構造的な問題についての質問があったのですが、正直言ってお答えになっていなかったと思います。全中は政策要請活動をなさっているわけですので、現場の農協の方がどうやっても解決できない、農業者も解決できないこの問題について、全中としてこの問題をどのように解決するという施策を考えていらっしゃるのか。そこを短く端的にお答えいただきたいと思います。

○全国農業協同組合中央会 これまでの方向とどう違うのかという話につきましては、先ほど専務が申したとおりで、より担い手を中心に、かつ、外といいますか企業等もコラボしながら付加価値をこちらに持ってきて、そして農業者に還元するということであって、そこが所得の増大なり生産拡大の道筋、方向であるということでございます。ですから価格決定というよりも、まさに我々がというか、全国連が前に出て取引企業とも提携、連携あるいは折衝、交渉も含めてですが、全国の農業者の力をもって付加価値をとってくる。大手チェーン、量販店というところであれば、定時、定量、低価で持って来いということ。それは単協でもできないし、ましてや担い手1人なり数人ではできないわけで、そのことを全国リレー、産地リレーあるいは担い手リレーをもって対応し、輸入品のシェアをとってくる。そのことで担い手に還元していく。当然ながらそのための仕事を強化しようということでもあります。先ほど言われた独禁法の指導実績等については、後ほどお持ちします。

冒頭の浦野座長代理とか今の御発言ですけれども、兼業農家がなかなか退出できない。それはおっしゃるとおりで、高度成長からずっと兼業農家はどんどん増え続けているのは事実で、ようやく今、農家数も減ってきているというのが事実ですけれども、それは兼業しか道がないからであって、それこそ他産業で生きていこうとすれば、それは農地はお任せして、それこそやっていけた歴史だったのかと思います。他産業の賃金も含めて、そのことが農村の経済力から見ると農業と兼業と両方やっていく、それで家族でその農地を継承していく。これが戦後農政の歴史、農業の歴史だと思います。それに応じて農協の姿も変貌してきたことも事実です。だからこそ準組合員が増えているというのも事実です。

はっきり言って地方の兼業先の所得だけで生活が成り立つかということ、そうではないというところの大問題が片方であるということが事実です。ただ、そうは言ってももはや耕作放棄が今、出ているところは多分にして外に出て行ってしまった人たち。それでいなくなったというところがほとんど。もしくは相続問題で手がつけられなくなっているところ。こういうところはもともと山だったところを開墾したところというのがやや多いのですが、

そういうところが耕作放棄地になっているわけでありませう。

そういう面では今の正組合員のうちの4割ぐらゐは70歳以上です。この方々の田んぼをどうするんだというところにお答えしていかないと、耕作放棄地はますます出てくる。だから担い手の受け皿をつくっていくというところが、もはやそれがニーズになってきているというのが、組合員の農地何とかしてくれよというふうなニーズに応えるという意味で、農協はそうした事業に中間管理機構と連携しながら取り組んでいくということであって、現場の組合員のニーズに応えるのが農協であります。それをサポートするのが県連であり、全国連であるという役割で、その中でプランを打ち出して、みんなで横展開、やっているところを広げていきましょうというところ。それとあわせて、全国連・連合会が付加価値をとりて前へ行きましょうということをしてプランとして方向感を出したので、工程表は改めて組織の中で議論をして、急いでつくって進めてまいりたいと思います。

○金丸座長 本間専門委員、お願いします。

○本間専門委員 全農の関係で1点質問します。全農は協同組合の連合会なわけですがけれども、先ほど来、お話が出ていますように単協でも購買事業は子会社化してかなり出ている。販売事業も子会社化しているところがあるというふうなことで、むしろ今日的にはそういうかつては弱小だった単協が相当に力をつけてきて、いろいろな経営能力も持っているということからすると、農協出資の株式会社という形で全農の事業を考えることもできるのではないかと。むしろそのほうが効率的な面もあるのではないかと考えておりますが、連合会でとどまるといいますか、連合会形式が望ましいとしている理由を聞かせて下さい。あるいは株式会社化するような方向というのは議論されているのかどうか。その2点をお聞かせください。

○全国農業協同組合連合会 まず議論されているかどうかということについてまずお答えすると、議論はしておりません。それで、欧米の農協の株式会社の動きを紹介しますと、先生御存じかもしれませんが、なぜ株式会社を志向するかというと、1点、それは資金調達を市場からするという、それが目的なのです。したがって、形態としては100%上場するという形と、49%にとどめておいて、51%は農協で決議を持つという2つに分かれております。したがって、全農が今、そういう仮にこれは検討していないので、仮に株式会社如何にということであれば、全農として資金融通について市場から資金を手当する必要性を今のところ感じていないので、その限りではこれからも株式会社について内部的に議論が発生することはないと思います。

○長谷川委員 先ほども私が指摘した点なのですけれども、ガバナンスのところの③です。より開かれた組織運営の促進というところで、取引企業等の准組合員化というものが挙げられているわけだけでも、取引企業等を准組合員化するというのは、私はより開かれたのではなくて、より閉ざされた組織運営になるんだと思うのです。それで公正取引委員会のほうで農協の活動に関する独占禁止法上の指針というものが平成19年から出ていて、23年に改正されていますが、そこには何と書いてあるかということ、農協が組合員に対して農

協の事業の利用を強制するという事は、そもそも農協の制度の趣旨に反する、あるいは自由かつ自主的な判断による取引を妨げるというようなことが指摘されていて、今回この取引を准組合員化すれば、この准組合員化した取引企業との利用を促すということになるのだろうと私は思います。

これまでも先ほど林先生から、今まで法的措置排除命令や警告が何件あったかということですが、これもちょうと公正取引委員会のホームページに全部出ています。

○林委員 すみません、私は公取の例ではなくて、全中が単協に対して内部でどのように指導されているかを聞いたかったのです。

○長谷川委員 公取が農協に対して法的措置や警告を行ったのは、このホームページで見ると全部で15件あるわけです。それでその15件について指針が何でこういうことが起きるのかということについて、指針が書いているのは農協、連合会及び単位農協の内部で独占禁止法についての理解が浸透しておらず、同法に関する認識が必ずしも十分ではない。そこまで書かれているのです。こういうことまではっきり指針で書くというのはすごく珍しいなと私は思うけれども、そのあたり、つまり先ほどの繰り返しであるけれども、やはり取引業の准組合員化をもって、より開かれた組織運営だというふうに書いていること自体、認識が甘いのではないかと思います。ここは是非改めてというか、考え直してもらいたいと思いますが、いかがですか。

○全国農業協同組合中央会 准組合員化するとかいうのは強制でも何でもないので、その点は加入、脱退は協同組合は自由です。ただ、資格要件としてどういうふうなことを考えるかという提起として組織にお諮りしているので、長谷川委員からそういう意見があったことは受けとめますが農協の中で議論をしたいと思っております。

なお、独禁法の指針の話でおっしゃられましたけれども、その後23年だと思うのですが、フォローアップを公正取引委員会ですしています。その中では農業者あるいは単協は販売あるいは購買について、自らの判断で取引先を選択できるというふうになっているということについて、報告がされていますことを申し添えたいと思います。

以上です。

○長谷川委員 前段のほうは、そんなことを言ったら皆さん方の経営革新プランの中でより開かれた組織運営を促進しましょう。取引企業を准組合員化しましょうということを行っているわけでしょう。つまり皆さんの方針そのものなのではないか。

○全国農業協同組合中央会 やり方についてはいろいろ検討しますと何度もお答えしていますので、そういう意見があったことも組織の中では議論の一つとして取り上げるということではないかと思っておりますが、組織の中での御意見を踏まえて、このやり方については検討したいと思っております。

○金丸座長 今日皆様から改革案をお聞きしたのですが、様々な委員の方々から様々な指摘もあり、私がそもそもこれを拝見して疑問に思ったことというのは、国全体というか、今、この農業の改革というのはラストチャンスだと言っているわけです。我々もそんな認

識でこの規制改革の議論を進めてまいっているわけですが、その迫力というか危機感というのが、なかなかこの文章からは私は印象を受けることができなかった。

また、皆さんが今後、付加価値を取り込もうとしていく戦略の中でいろんな方々と組んでいこうと、例えば中食であるとか最後の食事をするイメージを考えると、いろんなチェーン店があって、それから、スーパーマーケットがあって、共同購買で仕入れられている資材であると、例えばホームセンターなんかもライバルになるかもしれませんが、様々な産業界の人たちと組んだら付加価値ができるかのごとく読めてしまうので、そんな甘いことはなくて、ほぼここに登場する皆さんの関係する先は例えば当社のお客様であり、私どもは経営戦略と IT 戦略をつかさどっているのですが、そちらはそちらで自分で自分の付加価値を向上させるために、すごい努力をしているので、その利益を例えばプレゼントすることはないわけですね。きっと。

そうすると、バリューチェーンのトータルの付加価値が win-win の関係で増えない限りは、分け前はありつけないですよということは申し上げておきたいことと、そうやって考えて外部のいろんな屈強な人たちと組んで何かをやろうと思ったときには、皆さんが丸ごと変わらないと、丸ごと変わるということは先ほど来、出ているガバナンスで中核になるメンバーは、そういう方々とアライアンスの交渉をして、タフネゴシエーターみたいな人が外部から来ないといけないので、単一農協の中の中核の経営陣の多様性についても必要だと私は思いますし、全中の皆様も多分、変わらない限りは、私はずっとお伺いしていて、今日も皆さんから質問が出たのですが、本部が付加価値を出すというのは、これは民間企業でも本部と現場を持っていらっしゃる方々の本部付加価値というのはすごく悩みなのです。悩みというか、ここに革新を起こさない限りはなかなかその全体としては発展しないわけです。

それがうまくいかなかったところは過去も、我々いろんな業界があったのですが、栄枯盛衰でほぼマーケットから消えたわけです。ですから今、農業全体はそんな危機の真ただ中にいるわけですから、私はその経営指導と言うと皆さんはプレーヤーなのかサポーターなのか分からないのです。本当なら現場に対してのサポーターでなければいけないのですけれども、経営指導と言うとサポーターではなくてプレーヤーの責任を主体的に負う、あるいは戦略責任を負うということだから、過去うまくいかなかったら、過去うまくいかなかった戦略責任もとるべきであって、あるいはとるべきといたら誰かやめるとか何とか言っているのではなくて、それはその課題の中になぜ本質的に今までやるべきことができなかったというところを書いてあって、それを読む人が、あるいは聞いた人が共感を覚えるのです。なるほどそうだったよねということで次の未来があると思うのですけれども、そういうことではなかなか感じるのが正直できなかった。今後は皆様ももう一回というか、引き続き検討は深めていくとお聞きしております。私どもはこれまでの議論と、皆様との意見交換と、現場の方々の農業生産法人の方々の御意見を聞いたり、農業委員会の方々の御意見を聞いたり、限られてはありましたけれども、自ら現場の農業生産法人の場所に

行ってみたり、若い人たち5人に来ていただいてお米をやっている人たち、あるいは路地野菜をやっている人たち、その新規参入者の御意見を聞いて、この5人に共通しているのは、やはりまだその閉鎖的であって、新規就農したいと言ったとき JA にノックしても、農業委員会にノックしても、市役所に行ってみても、ノックしたらどうぞということとはなかった。成清さんではないけれども、それは特殊例だとおっしゃれば経営改革は行われぬですね。例えば私どもの会社の中でもいろんなクレームがあって、クレームは最大の経営改革をするときの種ですから、だからそういう発想で是非やっていただきたいし、私は6月の取りまとめを今後やらせていただきたいと思っております。

○大田議長代理 金丸さん、一つ書面で回答いただいてもいいですか。1点だけ。准組合員について「農業振興を通じて地域の発展に貢献する JA の事業に参加する者として位置付ける」とありますが、具体的にどういうことをお考えか後で書面で教えてください。

○金丸座長 是非魅力ある農業にしましょうよ。それでないと新しい人はどの集落営農であったって、どこだって新しい人はやってきてくれませんね。是非。

○全国農業協同組合中央会 ありがとうございます。

11月に続いて今回もヒアリングをさせていただいて、まだ我々の意が十分伝わらなかったところもあるかと思えます。そういう意味で今度は金丸座長で案というかたたき台をおつくりになるということなので、是非できたら当事者は我々でございますので、我々の意見ということも是非意見交換させていただける場をつくっていただければと思います。我々はためにする議論は嫌ですけども、建設的な議論であれば自らの改革にどんどん取り込んでいきたいと考えておりますので、是非よろしく願いいたします。

○金丸座長 是非一旦、頭の中というか、過去はゼロリセットしてもらって、それでいいものはくみ上げていって、そういう組合員の互助の精神であるとかは、私はいいと思うのですが、でも行動のパターン、行動は別にそういうことを脱却して、民間の経営ノウハウを注入しようとなさっておられるのですから、行動は変わらなければいけないと思うのです。是非発想も変えていただいて、価値観も変えていただいて、行動も変えていただくということを是非組織の中でも御議論いただきたい。

誤解のないように申し上げますと、私たちは農業者の人のためにどうあるべきか。そこに付加価値が戻らない限り、所得の向上にはならないですね。そこについて、それは渡邊専門委員もそうですし、ニチレイの浦野さんもそうですが、その手前、農作物が出た手前の加工をなさっておられる人たちとも組もうと言っておられるわけだから、そういうところとあわせても付加価値が増えるというイメージがなかなか持てないということなので、そこは是非もっと深掘りをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それから、書面については幾つか御要求があったと思っておりますので、それをお願いして、今日の意見交換を終わらせていただきたいと思っております。本日はありがとうございました。

(ヒアリング対象者 退室)

○金丸座長 それでは、今まさしく議論の中でも出てまいった農業改革の基本的な視点と

いうことで御覧いただきたいと思いますが、議論していく上で魅力ある農業とかキーワードがあるのですけれども、基本的視点を9つ掲げさせていただきました。私から説明させていただきますまして、御意見を頂戴したいと思います。

1番目でございます。我が国農業をめぐる環境は極めて深刻であり、魅力ある農業・農業の成長産業化に資する農業改革は、待ったなしの課題である。待ったなしということと、ある意味ではポジティブに言うラストチャンスだということではないかと思えます。

2番目ですけれども、先ほど全中、全農の方々には申し上げましたけれども、やはり過去は一旦ゼロリセットするぐらいのイメージで、むしろ現状よりも未来ということ、今日より明日に目を向けるべきではないか。これが2番目の視点でございます。

3番目でございます。これは全国で滋賀県ぐらいの耕作放棄地が増えているわけですが、その国民の共有な財産であるその農地を農地として活用できない状態で将来に渡さない。もちろん誰がどうやってもしょうがないという部分はあると思いますが、それは極力その農地は農地として将来に渡そうということでもあります。

4番目でございます。今日も出てまいりましたけれども、いわゆるサプライチェーンとかバリューチェーンというわけですが、これはいわゆるプロセスで言いますと土壌から食卓までにいろんなプロセスが存在しているわけですが、このプロセスの総和の中に存在する付加価値のうち、それを最大限現場に取り込むんだという視点で我々は考えたいと思っています。そのためには収入ばかり取り込もうとするのですが、一方でコストというのは必ず発生しているわけですから、コストも見える化をしないと可処分所得は上がらない、あるいは利益そのものは上がらないということでございます。そういうことに資して農業者の所得向上につなげたいということでございます。

5番目、多様な主体の新規参入を取り込み、ここ10年ぐらいがラストチャンスだということでございますので、大先輩が御健在のうちに若い人たち、先般5人の若手の農業生産法人に来ていただいたときには、各委員の皆様も頼もしいという印象は共通に持ったわけですが、そういう若者との連携。そして、地域と域外、参入者、長野県のベジアーツの山本さんのところも10人ぐらいの農業従事者のうち、県外が過半を超えているということでございます。ですから地域にこだわらないで域外の参入者、そして農外企業といった多様なコラボレーションを実現させ、経営革新と技術革新の両面を目指すということでございます。

6番目、これは私の経験からもそうでございますし、皆様の御指摘もそうなのですが、地域が様々であり、特性も地域ごとに違ったりしますので、全国一律の政策というのは結構とりづらい。御苦労が今日のヒアリングの中からも感じたわけですが、そういう意味では各農業者の特性を生かしていく。そのときにモデル的には1種類でもなくて、少品種でも付加価値を追求していくモデルであったり、あるいはローコストでいいものを安く出していく、生産性を追求するというような多様な選択肢といいますか、あるいはそういうものを組み合わせしていくというようなことが必要ではないかということござ

ざいます。

7番目は、地域を俯瞰して見ますといろいろな制度が手続であったり、あるいは農業者の方々が創意工夫で何かやろうと思っても、複雑な感じですね。農業委員会が出てきたり、あるいは市役所があったり、JAがいらっしやったりということなので、その我々の制度設計は農業者の創意工夫を制約しないということが重要ではないかということでございます。

そのときに新規参入者が地域に増えるわけですから、ニュートラルなレフェリーという機能はどこにどう持つのだろうかということでございます。

8番目、最後に先ほどのヒアリングで私が指摘させていただいたとおりなのですが、中核メンバーをそれぞれの組織体が多様化をしていって、新しい時代に対応できるような人材を確保することが先決ではないかと思っています。そうすると組織内の役割であるとか、あるいは組織体系の最適化が必要になり、並びに各事業の外から人材を得たりして、各事業の活性化を図るとともに、各事業の健全化、内在するリスクについては備えあれば憂いなしですから、先に手を打つということではないかということでございます。

9番目、ともすればこの環境保全で重要な地域であるとか、あるいは安全保障のために離島の地域も丸ごと議論をする。これは前に行かないといえますか、要するに攻めの農業に資するにはどうするかという視点で我々は中心に議論をして、それ以外の社会政策的なといえますか、こういう環境保全的なことについては峻別して議論すべきではないかという、この9つの視点でございます。

皆様から意見を頂戴したいと思います。松本専門委員、お願いします。

○松本専門委員 実はいくつかの農業者から指摘というか、こういう部分が困っているという話が出ているのが、農水省の政策に沿わないものは非常に阻害される傾向がある。だから農水省が想定している枠の中でしかいわゆる交付金とかが出てこない。例えば新しいイノベーションを興すのにどうしても資金的に要するというので、交付金を考えて応募しようと思ったとき、政策のベクトルが最初からシナリオ付けされているということを考えたとき、政策の部分で7に少し関連すると思うのですが、政策が農業者の創意工夫を制約している、制限しているという部分があるので、そういったことも盛り込んでいただければと思います。

○金丸座長 わかりました。制度というのも政策込みで考えさせていただければよろしいでしょうか。視点なので、今、松本専門委員がおっしゃられた視点は我々は共有して、この後の案を作成させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○浦野座長代理 この9つについては、私も基本的に賛成なのですが、ここから先が難しいと思うのです。2つほど個人的にも悩んでいる部分があって、一つは確かに農業者の所得向上というのはあるのだけれども、では生活者の視点で考えたときに、その価格が輸入品が大半ですからその部分の問題もあるわけです。そこと絡めてどうとるかということですね。ともすれば価格決定権がないといえますけれども、価格決定権が生産者にないは当たり前で、それはマーケットが決めるものですから、その辺も間違えないように、

それぞれ生活者も含めてサプライチェーン全体の中でどう見ていくかという視点が一つあると思うのです。

もう一つは、いわゆる明らかに国の政策という問題と、これは民間の問題だろうという問題があると思うのです。端的に言ってしまえば今日の農協の問題というのは一言で言えば民間の問題です。だけれども、それが生産者を制約しているということであれば、これは大問題なので、その部分をどう変えていくかという視点が物すごく大事だと思うのです。

そういう中で、農地法とか農業委員会とか今回の中間管理機構、ここは非常に見やすいのですけれども、農協絡みのことになるとその辺で私はもう一度、農業組合であることの原点。逆に農業組合だったら何ができないのかということも別にありますね。株式会社だったらできるけれども、協同組合だとできないみたいなこともあるし、一方で農協が今、現実には生産者の方々をこういう部分で縛っているからというところは、松本さんや北村さんがおっしゃっているような部分は最大限拾い上げて、そこを解決するために何をしたらいいのかという視点がないと、何となく農協について切り込んでいくと、所詮は民間の問題だからみたいなことで終わってしまうようなことが出るといけないので、やはり視点は農業者にどんな邪魔をしているかということを見ていきたいなと思っています。

○金丸座長 林委員、どうぞ。

○林委員 私もこの全体の視点1～9いずれも賛成です。これからこれの肉付けをしていくことになるのだと思います。

今、浦野座長代理からお話のあった価格決定権のところなのですが、私が先ほど申し上げた趣旨としては、農協に出荷して終わりという、作るだけの農業に今なっているのではないかというところで、生産者が御自分で流通にもっとかかわっていけるパワーをつけるという趣旨で申し上げました。市場で価格は決まるわけなので、例えば、生産者はその出す価格についての市場の動向を見て、今日はこれぐらいだから、では今日出荷しようとか、そういうことを実際にやっている農協もあると聞いていますけれども、町のケーブルテレビか何かで日々の市価を見てとか、気候を見て出荷を決めるとかやっているところもあるので、そういった意味で価格決定権ということを申しましたので、付加させていただきます。

○金丸座長 ありがとうございます。

渡邊専門委員、お願いします。

○渡邊専門委員 4のコストの見える化の含意として、どこまで考えておくかということなのですが、要は単純に農家の人が幾らかけてつくっていますかだけではなくて、補助金であるとか、あるいは農協も見方によって違うかもしれませんが、結局、信用事業、共済事業でもうけたお金を経済事業に入れて、そこで補填して、間接的に補助金が入っているという意味で、そういうものを含めてコストに見える化するという考えだと考えてよろしいでしょうか。

○金丸座長 それは今のお話だと、もっと全体にかかるような話ですね。我々が考えた今

度の制度設計の改革案という、そこから生み出されるといいますか、その中にあるいは今、国のお金があったり、いろんな例えば准組合員の方々のサポートと先ほどおっしゃっていましたが、そういうものがあって、その全体が相まってあるリターンを生み出しているということでしょうから、その因果関係についてはどこまで検討できるかわからないですけども、それはそういう御趣旨があるということ踏まえた上で、また考えさせていただきたいと思います。

○本間専門委員 農協の問題なのですが、どこまで任意団体というか、自主的に参加するという農協の部分と、もう一つは公的な性格と、そこを頭の中で整理して、公的な部分があるから様々な特権があるというところですね。そのあたりの整理をする必要があるかなということが1点と、もう一つは農協を使っていない人たちが補助金をもらうときに非常にもらいにくいという部分があって、排除されているというのが実態としてあるわけです。それから、農水省に言わせれば政策目的があって、それを実行しているのが農協で、そこをどうしても補助金の受け皿にしてしまう。端的に今回ここで取り上げている話ではないのですけれども、酪農なんかの場合には補給金というのは指定団体に出荷する農家でないとだめだみたいなのがあるわけです。アウトサイダーは補給金をもらえないなんていうことがあったりして、農協に補助金が集まるような形になっている。そこも公的な性格とプライベートなところを整理して、挑んでいかなければいけないかなという感想を持ちました。

○金丸座長 ありがとうございます。

○浦野座長代理 今、本間先生がおっしゃった部分は、農水省の行政の一末端といえますか、そういう機能が昔は非常に色濃かったですね。今もそれがかなり残っていると思うのですけれども、その整理というのは必要で、民間であるがゆえにそういうものを持つと、何かおかしな形になるではないですか。株式会社だって官とつるんでそういう権力を持てば、非常に強くなります。

○滝委員 私も協同組合解散に関係したことがあるのですが、大変なエネルギーを必要とする世界です。私は1項目が一番大事でラストチャンスだと思っているのですが、やはり中からの改革というか、協同組合サイドからのエネルギーが結構大事で、そういう意味で頑張っている単協のいろいろなお話を聞かせていただいたのですけれども、あれを徹底的に生産者に知らしめていくというか、あるいは生産者とマーケットを常に接点を幅広くするという、例えばそういうところに農水省がPR費用を使い、PR行為に参加することが必要だと思います。浦野さんがおっしゃるように協同組合はそもそも民間ということで、自主性との関係が大事なわけです。もちろん最終的にはだめなものはだめなのですが、それがないと多分2年、3年、5年と遅れてしまうわけです。そういう意味で今のラストチャンスというのは非常に短期に前向きにやっていかなければいけないという状況にある。何も知らずに農協におさめて終わりにしている大部分の人が、自分たちの子供たちにつなげるポテンシャルがあるんだと思えるようにすることがとても大事なような気がするのです。

す。

○金丸座長 ありがとうございます。

私のほうは今日御了承いただければ、この基本的な視点をもとに、これだけとは言いませんので、一応マクロな視点も出していただいて、事務局の協力も得てたたき台をつくってみようと思っています。そのたたき台を作るプロセスの中でも皆様から御意見を頂戴するかもしれませんので、是非御協力をお願いしたいと思います。

私は今回どう思っているかという、これはいつも滝委員が御意見されるときにおっしゃるのですが、ポテンシャルがあるという話というのですか、潜在能力がある。ですからそういう意味では現場には私は潜在能力があるというのを信じて改革案をつくりたい。そういう意味では、お呼びした単協の皆様も一生懸命やっという事は伝わりましたので、そういう単協の皆様であるとか、あるいは農業生産法人とか農業従事者の方々がもっと行動しやすくて、そして先ほど少し触れましたけれども、新しい人がやって来たらウェルカムという雰囲気が出ると、そして外部の知恵を集めるというのが今回の JA 改革の中にも書いてあったことではないかと思うのです。

民間からすごく遠いということで、そこで組合組織というものがあればいいと思われていた節が私は個人的には感じているのですけれども、何と今からはどうしようと思っているかという、民間とすごくアライアンスを組もうという話になってきたわけです。そうであれば、組合組織として守るべきいいところとそうでないところに本当は戦略的に分けて、先ほどの越前たけふの農協の例ではないですけれども、動きやすい組織を自分が組合の下に株式会社を作るといことも単協の中でどんどんあればいいし、だから是非未来の道筋が明るくなるような改革案ができるかどうかわからないですが、やってみたいなと思っています。そのためにはサステナビリティも必要ですので、今の単協の皆様が健全にその地域で存在し続けられるような、あるいは農業従事者の方々がずっと仕事を続けられるような視点も必要ではないかと思っております。

それでは、今日も早朝より活発な御意見を賜りまして、ありがとうございました。素案ができましたら皆様にもお示しをして、御意見をまた賜りたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

先ほど松本専門委員がおっしゃられた制度の後ろに制度、政策、組織みたいなものをつけ加えさせていただこうと思います。よろしゅうございますか。ありがとうございました。